



# 消費者被害情報

ちょっと待った!!!

## その契約

## 本当にして大丈夫??

業者からの電話や訪問があったとき、うまい話に流されて健康食品や家の修理などに関する契約をしてしまい、『高額な料金を請求された』『お金を支払った後、業者と連絡が取れなくなってしまった』ということはありませんか？  
契約するときには下記のチェックポイントを確認してみましょう！



### 契約するときのチェックポイント

- 自分にとって本当に必要な商品・サービスですか？
- 投資契約で絶対にもうかると言われていませんか？
- 投資契約で勧誘され、急かされ慌てて契約をしていませんか？
- 何を、いくつ、いくらで契約するのか明確ですか？
- 申込書にクーリング・オフができることの記載がありますか？
- 販売業者の住所・電話番号・代表者の記載がありますか？
- 投資契約では利益や損失が生じるしくみを理解していますか？
- 家族・知人や消費生活センターに相談しないで契約して大丈夫ですか？



**契約するときは、内容を理解しその契約が本当に必要なものなのかよく考えることが大切です!!**

# 電話勧誘販売に注意！！



業者から「膝や腰などどこか体で悪いところはありませんか。痛いところによく効くサプリメントがあります。」と電話がかかってきた。「これを飲んだ方は本当に元気になり、飲んで良かったと言われています。」「サンプルを送ります。」など、どんどん話を進められた。よくわからなかったがサンプルならと思い、商品を頼んだ。後日、サンプルが届くと、その一週間後に同じ商品が何箱も届き、高額な料金を請求された。業者に連絡すると「電話のときに契約をされましたよね。返品はできません。」と言われた。



## ひとことアドバイス

- ★電話勧誘販売は業者が突然電話をかけてきて、商品について考える時間もないまま契約をさせ、トラブルになることが多くあります。
- ★必要でなければ「いりません」「興味ありません」ときっぱり断り、電話を切りましょう。
- ★契約をしてしまった場合、クーリング・オフをすることができます。契約書面を受け取ってから8日以内です。



## 相談窓口

※土日、祝日の場合は「188(局番なし)」におかけください。平日もご利用できます。

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

**TEL:23-1004**

津山市消費生活センター

**TEL:32-2057**

消費者ホットライン

**TEL:188(局番なし)**